

岩手県労働委員会あっせん員候補者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年5月8日

岩手県労働委員会

会長 宮本ともみ

岩手県労働委員会あっせん員候補者規程の一部を改正する訓令

岩手県労働委員会あっせん員候補者規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(選定基準) 第2条 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条のあっせん員候補者は、次に掲げる者のうちから委嘱するものとする。 (1) [略] (2) 委員会の事務局の事務局長、総括課長、主任主査、副主幹及び主査（調整を担当する者に限る。） (3) [略] 2 [略]	(選定基準) 第2条 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条のあっせん員候補者は、次に掲げる者のうちから委嘱するものとする。 (1) [略] (2) 委員会の事務局の事務局長、総括課長、 <u>特命課長</u> 、主任主査、副主幹及び主査（調整を担当する者に限る。） (3) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成29年5月8日から施行し、同年4月1日から適用する。